

社会保険の加入対象が拡大します～2035年10月までの段階実施～

2025年6月13日、年金制度改正法案が成立しました。改正法においては、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化を図る観点から「被用者保険の適用拡大」「在職老齢年金制度の見直し」「厚生年金保険の標準報酬月額の上限引き上げ等の複数の措置を講じるものとしています。今回は、企業において特に注目される「被用者保険の適用拡大」についてご案内します。

現行制度

従業員51人以上の企業等で働く方で、以下4つの条件に当てはまる方は「短時間労働者」として加入対象です
 ✓ 週の勤務が20時間以上 ✓ 給与が月額88,000円以上 ✓ 2ヵ月を超えて働く予定がある ✓ 学生ではない

段階的見直し

加入要件が
シンプルに！

※学生は対象外です



賃金要件の撤廃

いわゆる年収106万円の壁がなくなります
 全国の最低賃金の引上げ
 の状況を見極めて、3年以内に廃止します



企業規模要件の撤廃

働く企業の規模にかかわらず加入できるようになります
 10年かけて段階的に対象の企業を拡大します

51人以上 の企業	36人以上 の企業	21人以上 の企業	11人以上 の企業	10人以下 の企業
現在の 対象	2027年 10月から	2029年 10月から	2032年 10月から	2035年 10月から

※上記の時期を待たずとも労使合意に基づき加入することも可能です。

適用拡大に伴う準備（社員への周知説明、社会保険料のシュミレーション等）においては、以下厚生労働省特設サイトに各種ツールがございます。参考URL:<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>
 自社のパート・アルバイトは？といったご相談がある場合は、お気軽にMRへお問い合わせください。

「103万の壁」が見直しとなります ～2025年度税制改正～

令和7年分（2025年分）以降の所得税について、基礎控除等の見直しが決定しました。

基礎控除額 48万円 → 58万円
 給与所得控除額 55万円 → 65万円

これによって、本人の所得税が発生する「103万の壁」は見直しとなります。
 その他、以下等の変更が行われます。

配偶者（扶養配偶者の税負担が増えるライン）
 給与収入150万円 → 給与収入160万円
 大学生※の子（親の税負担が増えるライン）
 給与収入 103万 → 給与収入150万
 ※19歳～22歳

参考URL：<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025004-025.pdf>

編集後記

猛暑が続いていますが、夏バテなど体調を崩している方もいらっしゃるかと思います。こまめな水分補給と、適度な休憩を心がけながら乗り切っていきたいと思います。最近気になるのは風鈴です。蚊取り線香と風鈴で、夏の風情も楽しみながらリフレッシュしたいですね！



発行：社会保険労務士法人 MRパートナーズ むさしの労政
 武蔵野市吉祥寺本町1-10-31 NMF吉祥寺本町ビル4F
 ★バックナンバーはHPでも見ることができます
<http://www.rousei.com>

社会保険労務士法人
MRパートナーズ
むさしの労政